

■クイーンズ伊勢丹-Tカードに係る特約

株式会社 三越伊勢丹フードサービス
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

2016年8月1日現在

第1条（目的）

1. 「クイーンズ伊勢丹-Tカード(QI-Tカード)に係る特約」(以下、「本特約」といいます。)は、株式会社三越伊勢丹フードサービス(以下「IMFS社」といいます。)が、IMFS社の定める「クイーンズ伊勢丹会員規約」(以下、「QI会員規約」といいます。)に基づきQI会員に対して提供する各種サービスと、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社(以下「CCC社」といいます。)及び株式会社Tポイント・ジャパン(以下「TPJ社」といいます。)がT会員に対して提供するT会員向けサービス(以下、「T会員サービス」といいます。)を、1枚のカードでご利用いただくためのQI-Tカードの発行、利用等に関する基本的な条件を定めたものです。
2. QI会員は、CCC社らによるT会員サービスを受けるにあたって、QI会員規約に基づきQI会員の資格を得るとともに、本特約、CCC社の定める「T会員規約」(以下、「T会員規約」といいます。)及びTPJ社の定める「ポイントサービス利用規約」(以下、「ポイントサービス利用規約」といいます。)の内容を理解し、これに異議なく同意し、T会員としての登録を受けなければならないものとします。
3. 本特約に定められていない事項については、QI会員サービスについてQI会員規約、T会員サービスについてはT会員規約に定めるところによりますが、QI会員規約又はT会員規約と本特約の規定に矛盾、齟齬がある場合、別段の定めがない限り、本特約を優先します。
4. 本特約で使用される用語は、別途、本文中に定義されない限り、第2条で定義される意味を有します。また、本特約第2条で定義されない用語については、QI会員規約で定義される意味を有し、ポイントサービスに関する用語については、T会員規約又はポイントサービス利用規約で定義される意味を有します。

第2条（定義）

本特約における次の用語は、以下のとおり定義する意味を有します。

- (1) 「クイーンズ伊勢丹店舗」とは、IMFS 社が自ら、又はフランチャイズ、ライセンスその他の法的形態に従って IMFS 社が許諾することにより第三者によって、運営する「クイーンズ伊勢丹」という名称を屋号の一部として使用している店舗をいいます。
- (2) 「商品等」とは、商品又はサービスを意味し、商品又はサービスの購入又は利用を「商品等の購入等」といいます。
- (3) 「ポイントプログラム」とは、T 会員としてポイントサービスの提供を受けることができるようにするために、CCC 社らがポイントプログラム参加企業に対して提供するプログラムをいいます。
- (4) 「ポイントプログラム参加企業」とは、CCC 社らがポイントプログラムを適用する企業として認定した企業をいい、IMFS 社を含みます。
- (5) 「QI-T カード」とは、本特約に基づき、QI 会員及び T 会員であることを証する会員証として IMFS 社及び CCC 社が認めたものをいいます。なお、QI-T カードの保有者は、QI 会員でなくなった後も、第 3 条第 5 項に基づき、QI-T カードを T 会員の会員証として継続して利用できる場合があります。
- (6) 「既存 QI 会員」とは、IMFS 社において「クイーンズ伊勢丹カード会員規約」に基づきクイーンズ伊勢丹カード会員として登録された者をいいます。
- (7) 「T 会員」とは、CCC 社において T 会員規約に基づき T 会員として登録された者をいいます。

第 3 条 (QI-T カードの発行)

1. CCC 社は、以下のいずれかの場合、QI 会員（新規登録者を含む）の申込みにより、QI 会員 1 名につき、1 枚の QI-T カードを貸与します。下記(2)の場合、既存 QI 会員の資格を証する会員カード又は会員証は失効するものとします。
 - (1) QI 会員として新規登録及び T 会員として新規登録を同時に行う場合
 - (2) 既存 QI 会員が、QI 会員規約及び本規約に同意する旨同意書を提出すると同時に、T 会員として新規登録を行う場合に、QI-T カードの発行を希望する場合
2. QI 会員は、善良なる管理者の注意義務を以って QI-T カードを保管するものとします。また、QI-T カードの発行を受けた QI 会員は、QI-T カードを受領後、直ちに QI-T カードの署名欄に自署するものとします。
3. QI 会員は、QI-T カードを CCC 社から貸与を受けるものであり、他人に譲渡、質入れ、その他の担保提供、貸与、その他の処分、占有の移転を行ってはならないものとします。

4. 以下の各号のいずれかに該当した場合、QI-Tカードは、T会員規約に基づくTカードとしてのみ取り扱われるものとします。

(1) QI会員として、QI会員規約に基づきQI会員サービスから退会し、又は資格喪失した場合

(2) IMFS社とCCC社らとの提携関係が終了し、CCC社らがポイント提携先でなくなった場合

第4条（住所変更等）

1. QI会員登録時又はT会員登録時に登録された情報（氏名、電話番号、メールアドレス、現住所等を含むがこれらに限られず、以下、併せて「登録情報」といいます。）に変更があった場合は、それぞれ、QI会員規約及びT会員規約に従って、必要な変更を行うものとします。なお、QI会員がT会員規約に従って登録情報を変更した場合、IMFS社は、当然かつ自動的に、QI会員規約に従った必要な変更も行うものとします。

2. 前項に基づく登録情報の変更手続を行わないこと等によりQI会員宛の連絡の通知が到達しなかった場合は、通常到達すべき日時に当該通知が到達したものとみなされます。

第5条（個人情報の取り扱い）

1. QI-Tカードを利用する場合、CCC社とIMFS社は、本項第2号記載の目的で、T会員又はQI会員より本項第1号記載の情報項目を取得します。また、CCC社ら又はIMFS社のいずれか一方のみが本項第1号記載の情報項目を取得した場合、他方に対して、本項第2号記載の目的で提供する場合があることについて、QI会員は同意します。QI会員がクイーンズ伊勢丹店舗においてQI-Tカードを利用する場合、IMFS社が、本項第1号記載の情報項目を、CCC社へ提供することにつき、QI会員は同意します。

(1)情報項目

・QI会員の登録情報（Tカード番号、QI会員ID）、氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、ポイントの付与及び使用に関する情報（Tカード番号、ポイント数、利用店舗、利用日時、ポイント付与および使用の対象商品などの情報を含みます）、ポイント以外のサービスに伴うIMFS社における利用履歴、その他会員情報管理に必要な情報、新

たなサービスをご利用の際にご提供いただく一切の事項等。（本特約同意後に QI-T カードを利用する会員から前条第 1 項の手続きによって知り得た変更情報も含みます）

(2)利用目的

本特約に基づき CCC 社が取得したすべての情報項目は、T 会員規約およびポイントサービス利用規約に沿って取り扱われ、また、IMFS 社が取得したすべての個人情報、QI 会員規約に沿って取り扱われます。また、各社の規約に加え、以下の利用目的が適用されます。

- ・ QI-T カードの申し込み手続きおよび CCC 社と IMFS 社間の QI-T カード登録および発行手続きの円滑化を図るため。
- ・ QI-T カードを利用する会員からのお問い合わせ、苦情等に対し適切に対応するため。
- ・ QI-T カードを利用する会員へのライフスタイル提案のための会員情報分析のため。
- ・ QI-T カードを利用する会員に対して、電子メールを含む各種通知手段によって、ライフスタイル分析のための会員情報分析をもとに、又は CCC 社および IMFS 社が適切と判断した企業のさまざまな商品情報やサービス情報その他の営業案内又は情報提供のため。
- ・ その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的のため。

2. 提供方法

本条第 1 項第 1 号記載の情報項目は、書面もしくは電磁的な方法によって、IMFS 社から CCC 社に又は CCC 社から IMFS 社に提供します。

3. 管理方針

CCC 社及び IMFS 社は、本条第 1 項第 1 号記載の情報項目を、本特約及び各社の規約に基づき取り扱います。

第 6 条 (QI-T カードの紛失・盗難等)

QI-T カードを紛失・盗難等された場合は、QI 会員は、速やかに、お問い合わせ窓口まで申し出て、QI 会員規約及び T 会員規約に基づく IMFS 社及び CCC 社所定の両方の手続を取るものとします。

第 7 条 (退会)

QI 会員が QI 会員規約に基づく QI 会員サービスからの退会及び T 会員規約に基づく T 会員サービスからの退会を希望される時は、それぞれ、QI 会員規約及び T 会員規約に定める退会手続きにより、退会を申し出るものとします。なお、手続の詳細については、QI 会員規約及び T 会員規約にそれぞれ定めるお問い合わせ窓口等に問い合わせるものとします。

第 8 条 (ポイント残高の引継ぎ)

既存 QI 会員が第 3 条に基づき QI-T カードの発行申込を行い、IMFS 社が QI-T カードを発行した場合、既存 QI 会員が当該発行手続完了時において保有していた、IMFS 社が定める「クイーンズ伊勢丹カード会員規約」に基づくポイントの残高は、QI-T カードを保有する QI 会員向けに提供されるポイントサービスにおけるポイントとして引き継ぐものとします。

第 9 条 (準拠法)

本特約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 10 条 (協議及び合意管轄)

1. 本特約に関連して、QI 会員と IMFS 社の間で争いが生じた場合は、QI 会員と IMFS 社との間で誠意をもって協議し、解決するものとします。
2. 前項に基づき協議したにも関わらず、QI 会員と IMFS 社との間の紛争が解決できなかった場合は、QI 会員の住所地、又は IMFS 社の本店若しくは営業所を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。
3. 本契約、T 会員規約又はポイントサービス利用規約に関連して、QI 会員と CCC 社らとの間で争いが生じた場合、同各規約に定めるところにしたがって協議、解決するものとする。

(お問い合わせ窓口)

QI-Tカード、会員サービスのご利用（T会員サービスを除きます。）、本特約に関するお問い合わせ、ご相談、苦情等については、下記お問い合わせ窓口または最寄のクイーンズ伊勢丹店舗にお問い合わせください。

<2016年8月1日現在>

株式会社 三越伊勢丹フードサービス<午前10時～午後6時（元日を除く）>

電話番号：03-3534-4649

T会員サービス、T会員規約、本契約に関するお問い合わせ、ご相談、苦情等につきましては、下記のTカードサポートサービスにお問い合わせください。

電話番号：0570-029-294

受付時間 10：00～21：00（年中無休）